

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税にいう償却資産とは、土地や家屋以外の事業のために使用する資産です。

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等が対象となり、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

法人税法または所得税法の規定による所得の計算上では、その減価償却額または減価償却費が損金または必要経費に算入される資産です。(例外等詳しくはP.4～参照)

2 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の内容
事務系	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、看板、内装（借家の場合）等
不動産貸付業	アスファルト舗装、受変電設備、立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、エアコン、門、塀、緑化施設等の外構工事 等 ※下図参照
製造業	各種機械装置（金属製品製造設備・食料品製造設備 等）、エアコン、看板、アスファルト舗装、受変電設備 等
建設業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車 等（自動車税・軽自動車税の対象を除く） ※詳しくは P.9 参照
飲食業	テーブル、イス、厨房用品、レジスタ、冷蔵庫、ネオンサイン、エアコン、店舗内装（借家の場合）、外構工事 等
理美容業	理容・美容イス、洗面設備、エアコン、サインポール、タオル蒸し器、アスファルト舗装、外構工事、店舗内装（借家の場合） 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、ビニール包装設備、エアコン、看板、アスファルト舗装 等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、エアコン、看板、アスファルト舗装、外構工事、店舗内装（借家の場合） 等
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、アスファルト舗装 等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、エアコン、外構工事、アスファルト舗装 等
農 業	ビニールハウス、乾燥機、粉すり機、自動選別計量機 等 ※農耕作業用自動車については P.9 参照

※申告が必要な資産種類についてはP.4、耐用年数についてはP.24を参照下さい。

